

説明資料 (美ら島地域連携プラットフォームの 設置)

令和8年5月25日

沖縄県総務部総務私学課

■ 美ら島地域連携プラットフォーム設置に向けたこれまでの動き

平成30年度

- 1 平成30年11月中央教育審議会からの答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中で、地域連携プラットフォーム構築の必要性が示された。

令和4年度から令和5年度

- 1 令和4年5月「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」にて「複数の大学等と行政、産業界等で『地域連携プラットフォーム（仮称）』を構築し、産学官相互が恒常的に対話し連携を行うための環境づくりに取り組む」こととされた。
- 2 令和4年7月琉球大学が事務局を務める沖縄産学官協働人財育成円卓会議にて地域連携プラットフォーム（仮称）体制検討ワーキンググループを設置。地域連携プラットフォーム（仮称）の体制や取組について検討を行うこととなった。

令和6年度から令和7年度

- 1 令和6年4月、沖縄産学官協働人財育成円卓会議から「地域連携プラットフォーム（仮称）に関する提言」が県に提出された。
- 2 令和7年2月、県（総務部総務私学課）において、地域連携プラットフォーム（仮称）設立準備会合を設置し、地域連携プラットフォーム（仮称）における具体的な取組や構成員の役割等の検討を開始した。
- 3 地域連携プラットフォーム（仮称）設立準備会合を、令和6年度は1回、令和7年度は3回開催し、地域連携プラットフォーム（仮称）の体制案、取り扱うテーマ案を取りまとめ、高等教育機関等に地域連携プラットフォーム（仮称）への参加を呼びかけた。

■ 美ら島地域連携プラットフォーム会則（案）について（第1条～第3条）

第1条

「美ら島地域連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置することを規定。

【会則案】

第1条 地域の発展に寄与する魅力ある高等教育環境の充実を図るため、美ら島地域連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

第2条

プラットフォームを設置する目的を規定。

【会則案】

第2条 プラットフォームは、地域社会における大学等の役割を強化し、質の高い高等教育機会の確保と地域の人材の確保、産業界のイノベーションの創出、将来的な人口減少や高齢化に向けた社会課題解決と地域振興につなげるため、高等教育機関と行政、産業界等が恒常的に対話し、連携した取組を行っていくことを目的とする。

第3条

プラットフォームを構成する団体等を規定。

【会則案】

第3条 プラットフォームは、別表1に掲げる団体等（以下「構成団体等」という。）により構成する。

■ 美ら島地域連携プラットフォーム会則（案）について（第4条～第5条）

第4条

プラットフォームにて検討及び協議を行う事項を規定。

【会則案】

第4条 プラットフォームは、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関（大学・短大・国立高専・専門学校）から社会人の学びまでの一貫した人材育成の在り方について
- (2) 大学等が養成する人材と経済界が求める人材とのミスマッチ等への対応について
- (3) 県や市町村における高等教育機関のアクティブ・シンクタンクとしての機能の強化方策について
- (4) 県外に流れている専門人材の養成の在り方について（卒業生の県外流出、県外進学の学生の沖縄への還流）
- (5) 将来の人口減少や各産業の人口動態を見据えた関係機関の対応について
- (6) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

第5条

プラットフォームの運営体制のうち、推進本部会議に関する事項を規定。

【会則案】

第5条 プラットフォームに推進本部会議を置く。

- 2 推進本部会議の委員は、別表1に掲げる構成団体等の代表者または構成団体等が指名する者をもって構成する。
- 3 推進本部会議の会長は、推進本部会議の委員の中から互選により選出する。
- 4 推進本部会議の会長は、プラットフォームの業務を統括する。
- 5 推進本部会議に会長代理を置くことができる。会長代理は、会長が指名するものとし、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 推進本部会議は、会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 推進本部会議の出席について、代理の出席があった場合は出席者として扱い、第9項に規定する議決も認めるものとする。
- 8 推進本部会議の議長は、会長が務める。
- 9 第4条に掲げる事項について、議決をする必要があるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この会則の改廃は、会長が行う。
- 11 推進本部会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 必要に応じ、推進本部会議に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

■ 美ら島地域連携プラットフォーム会則（案）について（第6条～第7条）

第6条

プラットフォームの運営体制のうち、幹事会に関する事項を規定。

【会則案】

第6条 プラットフォームに幹事会を置く。

2 幹事会の委員は、別表2に掲げる構成団体等が指名する者をもって充てることができる。

3 幹事会に委員長を置く。

4 幹事会の委員長は、幹事会の委員の中から互選により選出する。

5 会議の出席について、代理の出席があった場合は出席者として扱う。

6 幹事会の議長は、委員長が務める。

7 幹事会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 幹事会は、推進本部会議で協議する事項について検討を行うほか、推進本部会議の運営を円滑に行うため、必要な事項について連絡調整する。

9 必要に応じ、幹事会に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

第7条

プラットフォームの運営体制のうち、専門部会に関する事項を規定。

【会則案】

第7条 第4条に掲げる事項を検討するために必要があるときは、推進本部会議は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成ほか運営に必要な事項は、幹事会において定める。

3 専門部会に座長を置き、専門部会の構成員の互選により選出する。

4 部会の出席について、代理の出席があった場合、座長は出席者として扱うことができる。

5 専門部会は、座長が招集する。

6 専門部会の議長は、座長が務める。

7 専門部会の庶務は、座長が所属する団体等において行う。

8 必要に応じ、専門部会に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

■ 美ら島地域連携プラットフォーム会則（案）について（第8条～第11条）

第8条

プラットフォームの会議の開催の方法に関する事項を規定。

【会則案】

第8条 前3条の会議は、開催場所に参集して行う方法（以下「実地会議」という。）によるほか、会議を主宰する者が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用した会議（以下「Web会議」という。）、または実地会議とWeb会議の併用により開催することができる。

2 前3条の会議は、審議事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下この条において同じ。）を会議の委員または構成員に回付し、それに対する賛否又は意見を書面により表明する方法（以下「書面会議」という。）により開催することができる。

第9条

推進本部会議の内容等の公表に関する事項を規定。

【会則案】

第9条 会長は、推進本部会議の一部又は全部を非公開とすることができる。ただし、委員の全員が公開することを求める場合にあっては、この限りではない。

2 推進本部会議の概要については、会議の終了後、沖縄県総務部総務私学課のホームページに掲載して公表するものとする。

第10条

プラットフォームの事務局を沖縄県総務部総務私学課とすることを規定。

【会則案】

第10条 プラットフォームの事務局は、沖縄県総務部総務私学課に置く。

2 事務局は、推進本部会議及び幹事会の庶務を処理する。

第11条

その他、会則にないプラットフォームの運営に必要な事項の定め方を規定。

【会則案】

第11条 この会則に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【参考】美ら島地域連携プラットフォーム構成団体（第3条関係・別表1）

区分	団体等の名称
高等教育機関等	琉球大学
	沖縄国際大学
	沖縄大学
	名桜大学
	沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学
	沖縄女子短期大学
	沖縄県立芸術大学
	沖縄県立看護大学
	沖縄工業高等専門学校
	一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会
経済・産業団体等	沖縄経済同友会
	公益財団法人沖縄県産業振興公社
行政機関	沖縄県教育委員会
	沖縄県

【参考】プラットフォーム幹事会（第6条関係・別表2）

区分	団体等の名称
高等教育機関等	琉球大学
	沖縄国際大学
	一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会
経済・産業団体等	沖縄経済同友会
	公益財団法人沖縄県産業振興公社
行政機関	沖縄県教育委員会
	沖縄県（総務私学課・労働政策課）

【参考】プラットフォームの運営体制（第5条～第7条）

- 1 推進本部会議は構成員全員で構成し、必要な事項を協議し、プラットフォームとして必要な事項について議決し、決定していく。
- 2 幹事会は当分の間、地域連携プラットフォーム準備会合の構成団体で構成し、推進本部会議で協議する事項について検討を行うほか、推進本部会議の運営を円滑に行うため、必要な事項について連絡調整する。
- 3 専門部会(WG)は、テーマごとに専門的な課題について検討するために必要に応じて推進本部会議で協議し、設置。具体的な構成は幹事会で定める。

推進本部会議

幹事会

専門部会

(WG A)

テーマ①

専門部会

(WG B)

テーマ②

専門部会

(WG C)

テーマ③

専門部会

(WG D)

テーマ④

専門部会

(WG E)

テーマ⑤